

総行行第 4 6 9 号
国不入企第 1 3 号
令和 8 年 1 0 月 1 日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する 取組の推進について

公共工事の施工時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年 6 月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号。以下「入契法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第 1 7 条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 1 3 年 3 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（令和 8 年 4 月 8 日付け総行行第 1 8 5 号・国不入企第 1 号。別添 1 参照。）等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

今般、経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 6（令和 8 年 7 月 2 1 日閣議決定）において「従来続いていた、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運

営から脱却し、補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する」と記載されたことを踏まえて、令和9年度予算に係る概算要求を実施したところですが、閑散期（4～6月）の工事量を確保するためには、令和8年度内に契約を締結する等、早期発注の取組が必要です。政府としては、国庫債務負担行為の活用に向けて環境整備を行うこととしています。円滑な施工確保や建設業者の経営の健全化等のためには、各地方公共団体におかれても平準化の取組を徹底いただくことが重要です。

つきましては、下記の措置等を適切に講じることにより、取組を着実に進めていただくよう、入契法第21条第2項に基づき、要請します。

各地方公共団体におかれては、本要請が団体内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず団体内の全ての公共工事発注担当部局において着実な取組が進められるよう、改めて関係部局の連携と情報共有について徹底をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても周知をお願いいたします。

記

適正化指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費やゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）をはじめとする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、平準化を図ること。

なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、「社会資本整備総合計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」（令和2年3月31日付け総行行第93号・国土入企第127号。別添2参照。）で通知したとおり、以下2点の制度の活用を通じた一層の施工時期の平準化の推進に取り組んでいただくこととしているところである。

1. 交付金事業における債務負担行為の活用

交付金事業に関しては、「施工時期の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行行第41号・国土入企第17号）記1.で通知したとおり、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができることとされ、また、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することもできるとされているので、交付金事業においても債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を計画的に推進すること。

2. 一括設計審査や早期着手交付申請の活用

社会資本整備総合交付金等を充てて施行しようとする要素事業については、

- ・ 「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」（平成23年3月11日付け国官会第2379号国土交通事務次官通知）第2章第7に記載のとおり、施行上設計を分割することが困難なもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2カ年度以上にわたる工事を施行する場合には、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けること
- ・ 社会資本整備総合交付金等の交付決定に当たって、一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業や適正工期の確保のため早期着手が必要な事業であるなど、真にやむを得ない理由がある場合には、社会資本整備総合交付金等の交付決定日にかかわらず、その効力を4月1日から生じさせるものとして取り扱うことができること（早期着手交付申請）

とされており、これらは、交付金事業の早期執行等のみならず、施工時期の平準化の取組の推進にも資するものであることから、施工時期の平準化を計画的に推進する観点からも一層の活用を図ること。

各地方公共団体におかれては、全発注部局において取組を推進するとともに、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第30条の規定に基づき、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、令和8年度の補正予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の具体的な取組を進めること。

なお、ゼロ債務負担行為が設定された事業を受注する建設業者の資金調達の円滑化を図るための措置を講じることについて、従前措置した制度も参考としながら、検討を行っているところであり、詳細については具体的内容が固まり次第、改めて周知することを予定している。